



## ～「酒気帯びの有無の確認」の義務化について～

### 1 酒気帯びの有無を確認するタイミングはいつですか。

業務としての運転前後です。

道路交通法施行規則第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」という。）は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

### 2 目視等で確認とは、どのようなことを言いますか。

また、従業員が宿泊先から出勤する場合や取引先等へ直行直帰する場合等はどうすればいいですか。

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することを言います。

運転者の酒気帯び確認方法は対面が原則です。しかし、勤務場所に直行直帰する場合などで対面での確認が困難な場合は、これに準ずる適宜の方法で実施することができます。例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、

- ・ カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ・ 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法

で行うことが可能です。

### 3 酒気帯びの有無を確認して、どのような内容を記録すればよいのか。

次の事項を記録して、1年間保存しなければなりません。

- ・ 確認者名
- ・ 対象の運転者
- ・ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

- ・ 確認日時
- ・ 確認方法

アルコール検知器の使用の有無（アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認は令和5年12月1日から運用されます。）

対面でない場合は具体的方法

- ・ 酒気帯びの有無
- ・ 指示事項
- ・ その他必要な事項

確認記録簿の例を掲載しますので、実務の参考にしてください。

→ 添付「確認記録簿の一例」

#### 4 アルコール検知器の性能について要件はありますか。

特段の性能上の要件はありません。

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問いません。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含みます。

#### 5 他の支店の安全運転管理者に酒気帯びを確認してもらうことはできますか。

可能です。

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」といいます。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立ち会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させた時は、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができます。

#### 6 安全運転管理者が、不在の場合の「酒気帯びの確認」はどのようにしたらいいですか。

副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務補助者が実施できます。

安全運転管理者が不在の時など、安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯びの確認を行わせることができます。

**7 アルコール検知器を常時有効に保持するとはどのようなことをいいますか。**

アルコール検知器が常に正常に作動し、故障がない状態でいつでも使用可能なことにあることをいいます。アルコール検知器は、その製造者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用・管理し常に保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを保持していなければなりません。